

春日井市生活困窮及び孤独孤立予防のための地域づくりモデル事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、生活困窮及び孤独孤立を予防するためのセーフティネットの充実を図るため、地域住民が繋がり支え合う環境づくりを行い、身近な地域における共助を活性化する取組を行う団体に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれにも該当する地域づくりの事業とする。

- (1) 地域福祉コーディネーターと協働して行うものであること。
- (2) 住民、団体及び民間事業者による地域の多様な主体（以下この条において「地域住民等」という。）が参画するものであること。
- (3) 孤独孤立を始めとする地域生活課題を共有して解決方法を検討する場（以下この条において「プラットフォーム」という。）を年に2回以上開催し、プラットフォームの意見を基に行うものであること。
- (4) 多世代の地域住民等が集まることができる機会を月1回以上かつ年18回以上開催するものであること。
- (5) 多世代の地域住民等が参加する催しを年に2回以上開催するものであること。
- (6) 地域住民の生活課題を把握し、又は生活支援を行うものであること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の民間事業者と協働した地域の支え合いを推進する取組を行うものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (2) 営利事業又はこれに類似するもの
- (3) 当該事業について市から他の類似の補助金の交付を受けているもの
(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 次のいずれかに該当する法人格を有しない団体であること。
 - ア 市に設立届を出している区、町内会又は自治会
 - イ 春日井市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会
 - ウ 春日井市市民活動支援センター条例（平成19年春日井市条例第21号）第6条の規定により登録団体の認定を受けた団体
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
- (2) 1年以上の活動実績を有すること。
- (3) つながりサポーター養成講座の受講者又は3か月以内につながりサポーター養成講座を受講できる者が1名以上在籍していること。
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の運営に係る経費で、別表に定めるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助の対象となる経費に相当する額以内の額とし、年額30万円を限度とする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、補助を受けようとする年度の5月31日までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、団体として1年以上の活動実績が確認できる書類及び団体の構成員が分かる書類とする。

(申請の取下げができる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第4条第1項の交付決定をした後、補助事業を行う団体の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業を行う団体又は個人に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月3日から施行する。
- 2 申請の期日は、令和7年度については、令和7年7月31日とする。

別表（第5条関係）

対象経費	内容
報償費	講師謝礼等
需用費	消耗品費、食糧費（食事及び飲酒に係る費用を除く。）、印刷製本費、修繕料、光熱水費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	土地・建物借上料、車両借上・リース料、機器借上・リース料等、会場使用料、ソフトウェア使用料、通行料、映像使用料等
備品購入費	1個あたり3万円以上の物品